

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市ららシティ三丁目一番一号、二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）ららぽーと インモール部分 午前十時から午後九時

ららぽーと アウトモール部分 午前十時から午後九時（一部店

舗は二十四時間営業の可能性あり。）

（変更後）ららぽーと インモール部分 午前九時から午後九時

ららぽーと アウトモール部分 午前九時から午後九時（株式会

社セブンイレブンジャパンは二十四時間営業とする。株式会社イ

トーヨーカ堂は閉店時刻を午後十時とする。）

ハ 変更年月日

平成二十三年十二月一日

二 届出年月日

平成二十三年十一月十日

ニ 縦覧期間

平成二十三年十一月二十五日から平成二十四年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月二十五日から平成二十四年三月二十六日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課